

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 安芸高田市

標準収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債交付金額	標準財政収支
4,577	8,581	632	13,790

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	19,576	19,129	447	377	264	35,720	
コミュニティプラント整備事業特別会計	8	8	0	0	7	60	
飲料水供給事業特別会計	11	11	0	0	8	110	
一般会計等	19,580	19,133	447	377		35,889	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	270	228	42	199	55	1,025	11	法適用企業
国民健康保険特別会計	3,647	3,426	221	221	162	-	-	
後期高齢者医療特別会計	375	367	8	8	111	-	-	
老人保健特別会計	529	534	△5	△5	43	-	-	
介護保険特別会計	3,603	3,491	112	112	543	-	-	
介護サービス特別会計	42	41	1	1	18	-	-	
公共下水道事業特別会計	410	407	3	1	181	2,119	2,119	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	841	833	8	1	373	3,205	3,185	
農業集落排水事業特別会計	434	434	0	0	273	3,164	3,164	
浄化槽整備事業特別会計	223	223	0	0	80	359	359	
簡易水道事業特別会計	505	500	5	1	271	4,067	3,136	
公営企業会計等計				539		13,939	11,974	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
芸北広域環境施設組合	928	868	60	60	0	390	120	
広島県市町総合事務組合	8,372	8,372	0	0	-	179	-	
広島県市町後期高齢者医療広域連合	1,154	1,014	140	140	-	-	-	
広島県市町後期高齢者医療広域連合	272,816	270,936	1,879	1,879	1,015	-	-	
一部事務組合等計				2,079		569	120	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債権減額	当該団体からの損失補償に係る債務減額	一般会計等負担見込額	備考
安芸高田市土地開発公社	0	16	10	-	-	117	-	56	
虹の農場	0	11	6	-	-	-	-	-	
安芸高田アグリフーズ	△58	△204	11	1	-	-	523	52	
安芸高田市地域振興事業団	20	213	80	4	-	-	-	-	
八千代開発公社	△4	122	1	-	-	1	-	-	
神楽門前湯治村	△11	10	20	-	-	-	43	27	
こうだ21	0	9	3	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等計			131	5	-	118	566	135	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,009	1,109	100
減債基金	194	195	1
その他充当可能基金	1,763	1,863	100
充当可能基金計	2,966	3,167	201

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率(公営企業会計名)	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	2.16	2.73	0.57	12.88	20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	4.45	6.63	2.18	17.88	40.00	公共下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	19.2	19.3	0.1	25.0	35.0	特定環境保全公共下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	195.7	180.2	△15.5	350.0		農業集落排水事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.36	0.37	0.01			浄化槽整備事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	95.7	91.9	△3.8			簡易水道事業特別会計	-	-	-

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。